

政株式会社が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日ににおける社会・地域貢献準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第三項から前項まで、第十項及び第十項の規定は、適用しない。

8 第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

9 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10 第五十五条第十一項から第十三項までの規定は、第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が被合併法人となる適格合併が行われた場合（第六十八条の五十八の二第八項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「第六十八条の五十八の二第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第五十七条の九第一項及び第三項の」と、「第三項の」とあるのは「第五十七条の九第三項中」と読み替えるものとする。

11 第五十五条第十四項、第十六項及び第十七項の規定は、第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が適格分割型分割により基金に係る資産を移転した場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が社会・地域貢献資金を交付することとなつた場合に限り、第六十八条の五十八の二第九項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、

十八条の五十八の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、

同条第十七項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「第三項の」とあるのは「第五十七条の九第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これららの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「第三項中」とあるのは「第五十七条の九第三項中」と読み替えるものとする。

12 第八項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業等の貸倒引当金の特例)

第五十七条の十 法人（各事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人税法第二条第九号に規定する普通法人並びに保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）が法人税法第五十二条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業年度終了の時における同項に規定する一括評価金銭債権（当該法人が当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く。）の帳簿価額（政令で定める金銭債権にあつては、政令で定める金額を控除した残額）の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。

2 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等又は同条第七号に規定する協同組合等の平成十年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同法第五十二条第二項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第五十七条の十第一項（中小企業等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の百十六に相当する金額」とする。

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

第五十八条 青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和四十年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」といいう。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、鉱業法第三条第一項に規定する鉱物（以下この条において「鉱物」という。）に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、次に掲げる金額

(中小企業等の貸倒引当金の特例)

第五十七条の九 法人（各事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人税法第二条第九号に規定する普通法人並びに保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）が法人税法第五十二条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業年度終了の時における同項に規定する一括評価金銭債権（当該法人が当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く。）の帳簿価額（政令で定める金銭債権にあつては、政令で定める金額を控除した残額）の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。

2 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等又は同条第七号に規定する協同組合等の平成十年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同法第五十二条第二項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第五十七条の九第一項（中小企業等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の百十六に相当する金額」とする。

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

第五十八条 青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和四十年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」といいう。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、鉱業法第三条第一項に規定する鉱物（以下この条において「鉱物」という。）に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、次に掲げる金額

のうちいづれか低い金額以下の金額を損金経理の方法により探鉱準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により探鉱準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省略

2 青色申告書を提出する法人で国内において主として鉱業を営むものとして政令で定めるもの（以下この条において「国内鉱業者」という。）が、昭和五十年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間（以下この項及び第十五項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、海外自主開発法人（その開発に必要な資金の相当部分が当該国内鉱業者及びこれと共同して投資をする内国法人によって直接又は間接に負担された鉱山を有し、かつ、その営む事業が本邦における資源の安定的供給に著しく寄与するものとして政令で定める外国法人をいう。）から取得した当該鉱山に係る鉱物（当該鉱物の引取りに関する契約に基づき、当該海外自主開発法人以外の法人を経由して取得したものとを含む。）の販売による当該事業年度の指定期間における収入金額に係る採掘所得の金額として政令で定める金額の百分の五十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により海外探鉱準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外探鉱準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 省略

4 第一項又は第二項に規定する法人（第六十八条の六十一第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを含む。）の各事業年度終了の日において、前事業年度（当該法人の当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）から繰り越された探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額（当該各事業年度終了の日において同条第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を積み立ててある当該法人の前事業年度等から繰り越された探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額（以下この項において「連結探鉱準備金等の金額」という。）がある場合には当該連結探鉱準備金等の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しく

のうちいづれか低い金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同上

2 青色申告書を提出する法人で国内において主として鉱業を営むものとして政令で定めるもの（以下この条において「国内鉱業者」という。）が、昭和五十年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間（以下この項及び第十五項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、海外自主開発法人（その開発に必要な資金の相当部分が当該国内鉱業者及びこれと共同して投資をする内国法人によって直接又は間接に負担された鉱山を有し、かつ、その営む事業が本邦における資源の安定的供給に著しく寄与するものとして政令で定める外国法人をいう。）から取得した当該鉱山に係る鉱物（当該鉱物の引取りに関する契約に基づき、当該海外自主開発法人以外の法人を経由して取得したものとを含む。）の販売による当該事業年度の指定期間における収入金額に係る採掘所得の金額として政令で定める金額の百分の五十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により海外探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 同上

4 第一項又は第二項に規定する法人（第六十八条の六十一第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを含む。）の各事業年度終了の日において、前事業年度（当該法人の当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）から繰り越された探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額（当該各事業年度終了の日において同条第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を積み立ててある当該法人の前事業年度等から繰り越された探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額（以下この項において「連結探鉱準備金等の金額」という。）がある場合には当該連結探鉱準備金等の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しく

は算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちにその積み立てられた事業年度（連結探鉱準備金等の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。次項において「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から三年を経過したものがある場合には、その三年を経過した探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額は、その三年を経過した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（当該法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合又は適格分割、適格現物出資若しくは適格事後設立により鉱業事務所（鉱業法第六十八条に規定する鉱業事務所をいう。以下この条において同じ。）を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第二号及び第四号に掲げる場合に該当するときは、これらの号に規定する探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額をその積み立てられた積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積み立てられた積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一四 省略

6 16 省略

（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）

第五十九条 省略

2・3 省略

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人のこれらの規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

は算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちにその積立てをした事業年度（連結探鉱準備金等の金額にあつては、その積立てをした連結事業年度。次項において「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から三年を経過したものがある場合には、その三年を経過した探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額は、その三年を経過した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（当該法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合又は適格分割、適格現物出資若しくは適格事後設立により鉱業事務所（鉱業法第六十八条に規定する鉱業事務所をいう。以下この条において同じ。）を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第二号及び第四号に掲げる場合に該当するときは、これらの号に規定する探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額をその積立てをした積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一四 同上

6 16 同上

（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）

第五十九条 同上

2・3 同上

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人のこれらの規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

5| 前二項に定めるものほか、第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(沖縄の認定法人の所得の特別控除)

第六十条 省略

2・3 省略

4 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

5 第一項の表の各号の中欄に掲げる地区に変更があつた場合における同項に規定する同意又は指定の日、同項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他の同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(漁業協同組合等の留保所得の特別控除)

第六十一条 出資組合である漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会のうち、その事業年度終了の日における出資総額が政令で定める金額以下のものが、昭和三十九年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該事業年度終了の日における利益積立金額（当該事業年度において留保した金額を含み、当該事業年度に係る配当その他剰余金の処分により支出する金額を除く。）が同日における出資総額の四分の一に相当する金額を超える場合には、当該政令で定めるところにより計算した金額のうちその超える金額に係る部分の金額を除く。）の百分の三十二に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項に規定する法人が当該事業年度においてその組合員その他これに準ずるものとして政令で定める者（以下この項において「組合員等」とい

(沖縄の認定法人の所得の特別控除)

第六十条 同上

2・3 同上

4 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八条号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

5 第一項の表の各号の中欄に掲げる地区に変更があつた場合における同項に規定する同意又は指定の日その他の同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(漁業協同組合等の留保所得の特別控除)

第六十一条 出資組合である漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会のうち、その事業年度終了の日における出資総額が政令で定める金額以下のものが、昭和三十九年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該事業年度終了の日における利益積立金額（当該事業年度において留保した金額を含む。）が同日における出資総額の四分の一に相当する金額を超える場合には、当該政令で定めるところにより計算した金額のうちその超える金額に係る部分の金額を除く。）の百分の三十二に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項に規定する法人が当該事業年度においてその組合員その他これに準ずるものとして政令で定める者（以下この項において「組合員等」とい

う。)以外の者にその事業を利用させた場合において、当該組合員等以外の者の事業の利用分量の額が当該事業年度における当該組合員等の事業の利用分量の額の百分の二十(政令で定める事業については、政令で定める割合)を超えるときは、当該法人が当該事業年度において前項に規定する留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額については、適用しない。

- 3 第一項の規定の適用を受けた法人については、当該法人の同項の規定の適用を受けた事業年度の翌事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度に係る配当その他剩余额の処分により支出する金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その超える金額のうち同項の規定の適用を受けた留保金額からなる部分の金額として政令で定める金額は、当該剩余额に係る事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 4 第一項の規定は、法人税法第七十四条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。次項において同じ。)に第一項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該申告書にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

- 5 税務署長は、前項の記載又は添付がない法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び前項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。
- 6 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他同項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の規定の適用を受けた法人については、当該法人の同項の規定の適用を受けた事業年度の翌事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度における配当、賞与その他剩余额の処分により支出する金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額をこえる場合には、そのこえる金額のうち同項の規定の適用を受けた留保金額からなる部分の金額として政令で定める金額は、当該剩余额の処分に係る事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

- 4 第一項の規定は、法人税法第七十四条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。次項において同じ。)に第一項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該申告書にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。
- 5 税務署長は、前項の記載又は添付がない法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び前項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。
- 6 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については、同号イに規定する所得の金額に含まれるものとする。

(農用地利用集積準備金)

- 第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で平成五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)終了の日において農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程(以下この項及び第三項において「特定農用地利用規程」という。)に定める同条第四項の特定農業法人(第三項において「特定農業法人」という。)に該当するものが、当該事業年度において、同法第四条第一項第一号に規定する農用地について当該特定農用地利用規程の定めるところに従い同法第二十三条第五項第三号の利用権の設定等

(農用地利用集積準備金)

- 第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で平成五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)終了の日において農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程(以下この項及び第三項において「特定農用地利用規程」という。)に定める同条第四項の特定農業法人(第三項において「特定農業法人」という。)に該当するものが、当該事業年度において、同法第四条第一項第一号に規定する農用地について当該特定農用地利用規程の定めるところに従い同法第二十三条第五項第三号の利用権の設定等

又は農作業の委託を受けるために要する費用の支出に備えるため、当該事業年度の農業に係る収入金額として政令で定める金額の百分の九に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により農用地利用集積準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により農用地利用集積準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定の適用を受けた法人（第六十八条の六十四第一項の規定の適用を受けたものを含む。）の各事業年度終了の日において、前事業年度（当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）から繰り越された農用地利用集積準備金の金額（当該各事業年度終了の日において同条第一項の農用地利用集積準備金を積み立ててある当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の農用地利用集積準備金の金額（以下この項において「連結農用地利用集積準備金の金額」という。）がある場合には当該連結農用地利用集積準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちにその積み立てられた事業年度（連結農用地利用集積準備金の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。次項において「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から五年を経過したものがある場合には、その五年を経過した農用地利用集積準備金の金額は、その五年を経過した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の農用地利用集積準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農用地利用集積準備金を含む。）を積み立ててある法人が次の各号に掲げる場合（当該法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第三号に掲げる場合には、合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第五号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する農用地利用集積準備金の金額をその積み立てられた積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積み立てられた積立事業年度が最も古いもの

又は農作業の委託を受けるために要する費用の支出に備えるため、当該事業年度の農業に係る収入金額として政令で定める金額の百分の九に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により農用地利用集積準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定の適用を受けた法人（第六十八条の六十四第一項の規定の適用を受けたものを含む。）の各事業年度終了の日において、前事業年度（当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）から繰り越された農用地利用集積準備金の金額（当該各事業年度終了の日において同条第一項の農用地利用集積準備金を積み立ててある当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の農用地利用集積準備金の金額（以下この項において「連結農用地利用集積準備金の金額」という。）がある場合には当該連結農用地利用集積準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちにその積み立てられた事業年度（連結農用地利用集積準備金の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。次項において「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から五年を経過したものがある場合には、その五年を経過した農用地利用集積準備金の金額は、その五年を経過した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の農用地利用集積準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農用地利用集積準備金を含む。）を積み立ててある法人が次の各号に掲げる場合（当該法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第三号に掲げる場合には、合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第五号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する農用地利用集積準備金の金額をその積み立てをした積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした積立事業年度が最も古いもの

のから順次益金の額に算入されるものとする。

一五省略

458

省略

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第六十一条の三 前条第一項の農用地利用集積準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農用地利用集積準備金を含む。）の金額（前条第四項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する法人が、各事業年度において、同条第一項に規定する特定農用地利用規程の定めるところに従い同項に規定する農用地（当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。）の取得（贈与、交換、出資又は適格事後設立によるものその他政令で定めるものを除く。）をし、又はその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない農業用の機械その他の減価償却資産で当該法人が同条第一項に規定する利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることに伴い必要となるものとして政令で定めるもの（以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。）を取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して、当該農用地又は特定農業用機械等（以下この項及び第五項において「農用地等」という。）を当該法人の農業の用に供した場合には、当該農用地等につき、前事業年度等（同条第二項に規定する前事業年度等をいう。以下この項において同じ。）から繰り越された同条第一項の農用地利用集積準備金の金額（第六十八条の六十四第一項の農用地利用集積準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の農用地利用集積準備金の金額を含むものとし、前事業年度等の終了の日までに前条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額（第六十八条の六十四第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち、当該事業年度において前条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

ら順次益金の額に算入されるものとする。
一五同上

458

同上

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第六十一条の三 前条第一項の農用地利用集積準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農用地利用集積準備金を含む。）の金額（前条第四項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する法人が、各事業年度において、同条第一項に規定する特定農用地利用規程の定めるところに従い同項に規定する農用地（当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。）の取得（贈与、交換、出資又は適格事後設立によるものその他政令で定めるものを除く。）をし、又はその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない農業用の機械その他の減価償却資産で当該法人が同条第一項に規定する利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることに伴い必要となるものとして政令で定めるもの（以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。）を取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して、当該農用地又は特定農業用機械等（第五項において「農用地等」という。）を当該法人の農業の用に供した場合には、前事業年度等（同条第二項に規定する前事業年度等をいう。以下この項において同じ。）から繰り越された同条第一項の農用地利用集積準備金の金額（第六十八条の六十四第一項の農用地利用集積準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の農用地利用集積準備金の金額を含むものとし、前事業年度等の終了の日までに前条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額（第六十八条の六十四第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち、当該事業年度において前条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2-5 省略

(交際費等の損金不算入)

第六十一条の四 法人が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において支出する交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他の政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

1-2 省略

2 省略

3 第一項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に關係のある者等に対する接待、供應、慰安、贈答その他これらに類する行為（第二号において「接待等」という。）のために支出するもの（次に掲げる費用のいずれかに該当するものを除く。）をいう。

1 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

2 飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）であつて、その支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額以下の費用

3 前二号に掲げる費用のほか政令で定める費用

4 前項第二号の規定は、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 法人（法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。）は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する。

2-5 同上

(交際費等の損金不算入)

第六十一条の四 法人が昭和五十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において支出する交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額（資本又は出資を有しない法人その他の政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

1-2 同上

2 同上

3 第一項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に關係のある者等に対する接待、供應、慰安、贈答その他これらに類する行為のためには支出するもの（専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用その他政令で定める費用を除く。）をいう。

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 法人（法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。）は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する。

る法人税の額又は解散（合併による解散を除く。）をした場合における清算所得（当該法人が同法第九十二条に規定する内国普通法人等である場合の清算所得に限る。）に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで（これら

の規定を同法第二百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）

、第九十九条及び第一百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第十項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他の法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額とする。

2-5 省略

6 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七條の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条第一項」とする。

二 第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十二までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第二項中「並びに次条」とあるのは「、次条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二第一項中「並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」とあるのは「、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十二条第一項」とする。

7-8 省略

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百二条第一項第二号

る法人税の額又は解散（合併による解散を除く。）をした場合における清算所得（当該法人が同法第九十二条に規定する内国普通法人等である場合の清算所得に限る。）に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで（これら

の規定を同法第二百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）

、第九十九条及び第一百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第十項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他の法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2-5 同上

6 同上

一 法人税法第六十七條の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条第一項」とする。

二 第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十二までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第二項中「並びに次条」とあるのは「、次条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二第一項中「並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」とあるのは「、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十二条第一項」とする。

7-8 同上

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百二条第一項第二号

において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条及び第一百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第十項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項、第四十二条の十二項、第六十二条第一項、第八項、次条第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 土地の譲渡等 次に掲げる行為をいう。

イ 省 略

ロ その有する資産が主として土地等である法人の発行する株式（出資を含む。）又はその信託財産に属する資産が主として土地等である法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託の受益権（次に掲げるものを除く。）の譲渡（適格現物出資又は適格事後設立による移転を除くものとし、合併（適格合併を除く。）又は分割（適格分割を除く。）による移転を含む。）で、土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるもの

(1) 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社であつて第六十七条の十四第一項第一号ロ(1)若しくは(2)に掲げるも又は同号ロ(3)若しくは(4)に掲げるも（法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当するものを除く。）に該当するものの資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資及び同条第六項に規定する特定出資

(2) (4) 省 略

ハ 省 略

4 3 同 上
二 省 略

第一項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成二十年十二月三十日までに、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。以下第八項まで

において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条及び第一百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十二条第一項、第八項、次条第一項、第六十七号の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 同 上

一 同 上

イ 同 上

ロ 同 上

(1) 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社であつて第六十七条の十四第一項第一号ロ(1)若しくは(2)に掲げるも又は同号ロ

(3)若しくは(4)に掲げるも（法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当するものを除く。）に該当するものの資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資及び同条第六項に規定する特定出資（これらに類する出資として政令で定めるものを含む。）

(2) (4) 同 上

ハ 法人の組織の変更に伴う資産の評価換算による帳簿価額の増額で、土地等に係るもの

4 3 同 上
二 同 上

ハ 省 略

及び第十項において同じ。) の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

一〇九 省 略

十 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業を行う者に対する第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(第六号から前号まで、次号又は第十三号から第十六号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。)

一一〇 十六 省 略

五・七 省 略

八 第五項の規定(連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定)の適用を受けた土地等の譲渡(当該法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定(当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定)の適用を受けた土地等の譲渡を含む。)の全部又は一部が予定期間の末日において第四項第十一号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該法人に対して課する同日を含む事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで(これらの規定を同法第一百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。)、第九十九条及び第一百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項、第六十二条第一項、第一項、次条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

九 法人が土地等の譲渡(第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡(第六十八条の六十八第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を含む。)を除く。)をした場合(第六十四条の二第四項又は第六十八条の七十一第五項の規定によりこれらの規定に規定する合併法人等が当該土地等の譲渡をしたその適格合併等(これらの規定に規定する適格合併等をいう。)に係る被合併法人、分割法

一〇九 同 上

十 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業を行う者に対する第六十五条の七第一項の表の第十四号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(第六号から前号まで、次号又は第十三号から第十六号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。)

一一〇 十六 同 上

五・七 同 上

八 第五項の規定(連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定)の適用を受けた土地等の譲渡(当該法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定(当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定)の適用を受けた土地等の譲渡を含む。)の全部又は一部が予定期間の末日において第四項第十一号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該法人に対して課する同日を含む事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで(これらの規定を同法第一百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。)、第九十九条及び第一百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十二条第一項、第一項、次条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

九 法人が土地等の譲渡(第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡(第六十八条の六十八第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を含む。)を除く。)をした場合(第六十四条の二第四項又は第六十八条の七十一第五項の規定によりこれらの規定に規定する合併法人等が当該土地等の譲渡をしたその適格合併等(これらの規定に規定する適格合併等をいう。)に係る被合併法人、分割法

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

- 11 10 省 略
- 第一項又は第八項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- 一 法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」とする。
- 二 第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十二までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十二並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第一項中「並びに次条」とあるのは「、次条並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十二第一項中「並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」とあるのは「、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」とする。
- 12 13 省 略

人、現物出資法人又は事後設立法人からこれらの規定に規定する特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合その他の政令で定める場合を含む。)における第一項の規定の適用については、当該土地等の譲渡につき法人税法第五十条の規定又は第六十四条から第六十五条の五まで若しくは第六十五条の七から第六十六条までの規定により損金の額に算入された金額(第六十五条の六の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。)があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該事業年度の譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十四条の二第九項から第十二項まで(これらの規定を第六十五条第三項において準用する場合を含む。)、第六十五条の七第四項(第六十五条の八第十四項において準用する場合を含む。)、第六十五条の七第十二項(第六十五条の八第十五項において準用する場合を含む。)、第六十五条の八第九項から第十二項まで(これらの規定を第六十五条第三項において準用する場合を含む。)、第六十五条の七第四項(第六十五条の八第十五項において準用する場合を含む。)、第六十五条の七第十二項(第六十五条の八第十四項において準用する場合を含む。)、第六十五条の八第九項から第十一項まで、第六十五条の十二第十項から第十二項まで又は第六十五条の十四第十項から第十三項までの規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該事業年度の譲渡利益金額に加算するものとする。

- 11 10 同 上
- 一 法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」とする。
- 二 第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十二までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十二並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第一項中「並びに次条」とあるのは「、次条並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十二第一項中「並びに前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは「、前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とする。

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

- 12 13 同 上

第六十三条 法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対し
て課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額
は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第一百一条第
一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条及び第一百四
十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第十項、第四十二条の五第五
項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四
十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項
及び第七項、第六十二条第一項、前条第一項及び第八項、第六十七条の二第一項
並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるらず、これら
の規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲
渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とす
る。

2 省略

3 第一項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡等のうち、土地等の譲渡で次に掲
げるものに該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの
については、適用しない。

一九 省略

4 土地等の贈与による譲渡で法人税法第三十七条第三項各号に規定する寄附金
に係る寄附に該当するもの

5 前条第九項の規定は、法人が短期所有に係る土地の譲渡等に該当する土地等の
譲渡（前項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。）をした場合において、第一
項の規定を適用するときについて準用する。この場合において、同条第九項中「
第六十五条の七から」とあるのは「第六十五条の十から」と、「第六十五条の七
第四項（第六十五条の八第十四項において準用する場合を含む。）、第六十五条
の七第十二項（第六十五条の八第十五項において準用する場合を含む。）、第六
十五条の八第九項から第十二項まで、第六十五条の十二第十項」とあるのは「第六
十五条の十二第十項」と読み替えるものとする。

5 ～ 7 省略

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第六十四条 法人（清算中の法人を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及
び第六十五条の二において同じ。）の有する資産（棚卸資産を除く。以下この条
、次条、第六十五条第三項及び第六十五条の二において同じ。）で次の各号に規

第六十三条 法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対し
て課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額
は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第一百一条第
一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条及び第一百四
十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五
項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四
十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一
項及び第十二項、第六十二条第一項、前条第一項及び第八項、第六十七条の二
第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるらず、
これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に
係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金
額とする。

3 2 同上

一九 同上

4 土地等の贈与による譲渡で法人税法第三十七条第四項第一号又は第二号に規
定する寄附金に係る寄附に該当するもの

5 前条第九項の規定は、法人が短期所有に係る土地の譲渡等に該当する土地等の
譲渡（前項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。）をした場合において、第一
項の規定を適用するときについて準用する。この場合において、同条第九項中「
第六十五条の七から」とあるのは「第六十五条の十から」と、「第六十五条の七
第四項（第六十五条の八第十四項において準用する場合を含む。）、第六十五条
の七第十二項（第六十五条の八第十五項において準用する場合を含む。）、第六
十五条の八第九項から第十一項まで、第六十五条の十二第十項」とあるのは「第六
十五条の十二第十項」と読み替えるものとする。

5 ～ 7 同上

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第六十四条 法人（清算中の法人を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及
び第六十五条の二において同じ。）の有する資産（棚卸資産を除く。以下この条
、次条、第六十五条第三項及び第六十五条の二において同じ。）で次の各号に規

定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（第六十五条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、当該法人が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額（当該資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。）に要した経費がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額。以下次条までにおいて同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利交換、買取又は消滅（以下この款において「収用等」という。）のあつた日を含む事業年度において当該収用等により譲渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの（以下第六十五条までにおいて「代替資産」という。）の取得（製作及び建設を含む。以下第六十五条までにおいて同じ。）をし、当該代替資産につき、その取得価額（その額が当該補償金、対価又は清算金の額（既に代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額）を超える場合には、その超える金額を控除した金額。次条第九項において同じ。）に、補償金、対価若しくは清算金の額から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合（次条において「差益割合」という。）を乗じて計算した金額（以下この項及び第八項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でのその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇八 省 略

2512

（収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十四条の二 法人の有する資産で前条第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（同条第二項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含むものとし、次条第一項の規定に該当する場合を除く。次項において同じ。）において、当該法人が、収用等のあつた日を含む事業年度（解散の日を含む事業年度及び被合併法人の合併（適格合併を

定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（第六十五条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、当該法人が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額（当該資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。）に要した経費がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額。以下次条までにおいて同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利交換、買取又は消滅（以下この款において「収用等」という。）のあつた日を含む事業年度において当該収用等により譲渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの（以下第六十五条までにおいて「代替資産」という。）の取得（製作及び建設を含む。以下第六十五条までにおいて同じ。）をし、当該代替資産につき、その取得価額（その額が当該補償金、対価又は清算金の額（既に代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額）を超える場合には、その超える金額を控除した金額。次条第九項において同じ。）に、補償金、対価若しくは清算金の額から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合（次条において「差益割合」という。）を乗じて計算した金額（以下この項及び第八項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でのその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損立金として積み立てる方法（当該事業年度の確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇八 同 上

2512 同 上

（収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十四条の二 法人の有する資産で前条第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（同条第二項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含むものとし、次条第一項の規定に該当する場合を除く。次項において同じ。）において、当該法人が、収用等のあつた日を含む事業年度（解散の日を含む事業年度及び被合併法人の合併（適格合併を

除く。)の日の前日を含む事業年度を除く。)終了の日の翌日から収用等のあつた日以後二年を経過する日までの期間(当該収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないこと、工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他のやむを得ない事情があるため、当該期間内に代替資産の取得をすることが困難である場合で政令で定める場合には、当該代替資産については、当該終了の日の翌日から政令で定める日までの期間。以下この項及び第四項において「指定期間」という。)内に補償金、対価又は清算金の額(当該収用等のあつた日を含む事業年度において当該補償金、対価又は清算金の額の一部に相当する金額をもつて代替資産を取得した場合には、当該資産の取得価額を控除した金額。以下この条において同じ。)の全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をする見込みであるとき(当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が指定期間内に代替資産の取得をする見込みであるときその他政令で定めるときを含む。次条第三項において同じ。)は、当該補償金、対価又は清算金の額で当該代替資産の取得に充てようとするものの額に差益割合を乗じて計算した金額を当該収用等のあつた日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その經理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

216 省略

7 前条第一項の規定は、第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が、第一項に規定する指定期間(当該特別勘定の金額が第四項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第二項に規定する期間その他政令で定める期間。以下この条において「指定期間」という。)内に補償金、対価又は清算金の額で代替資産の取得に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をした場合について準用する。この場合において、前条第一項中「当該事業年度の確定した決算」とあるのは、「当該代替資産の取得の日を含む事業年度の確定した決算」と読み替えるものとする。

810 省略

11 第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等

除く。)の日の前日を含む事業年度を除く。)終了の日の翌日から収用等のあつた日以後二年を経過する日までの期間(当該収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないこと、工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他のやむを得ない事情があるため、当該期間内に代替資産の取得をすることが困難である場合で政令で定める場合には、当該代替資産については、当該終了の日の翌日から政令で定める日までの期間。以下この項及び第四項において「指定期間」という。)内に補償金、対価又は清算金の額(当該収用等のあつた日を含む事業年度において当該補償金、対価又は清算金の額の一部に相当する金額をもつて代替資産を取得した場合には、当該資産の取得価額を控除した金額。以下この条において同じ。)の全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をする見込みであるとき(当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が指定期間内に代替資産の取得をする見込みであるときその他政令で定めるときを含む。次条第三項において同じ。)は、当該補償金、対価又は清算金の額で当該代替資産の取得に充てようとするものの額に差益割合を乗じて計算した金額を当該収用等のあつた日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その經理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

216 同上

7 前条第一項の規定は、第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が、第一項に規定する指定期間(当該特別勘定の金額が第四項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第二項に規定する期間その他政令で定める期間。以下この条において「指定期間」という。)内に補償金、対価又は清算金の額で代替資産の取得に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をした場合について準用する。この場合において、前条第一項中「当該事業年度終了の時において」とあるのは、「当該代替資産の取得の日を含む事業年度終了の時において」と読み替えるものとする。

810 同上

(以下この項において「非適格株式交換等」という。)を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額(政令で定める金額未満のものを除く。)を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12 第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が次の各号に掲げる場合(第四項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度(第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 指定期間内に第一項の特別勘定の金額を前三項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

二四 省略

17 16|15|14|13|省略

第十二項から前項までに定めるもののほか、第一項から第十一項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例)

第六十五条 法人の有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合(当該各号に規定する資産とともに補償金、対価若しくは清算金(以下この条において「補償金等」という。)又は保留地の対価(中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項、大都市地域住宅等供給促進法第二十一条第一項又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十八条第一項の規定による保留地が定められた場合における当該保留地の対価をいう。次項において同じ。)を取得した場合を含む。)において、当該法人が当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換又は交換(以下次条までにおいて「換地処分等」という。)により取得した資産(以下この条において「交換取得資産」という。)につき、当該交換取得資産の価額から当該換地処分等により譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を

11 同 上

一 指定期間内に第一項の特別勘定の金額を前二項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

二四 同 上

16|15|14|13|12|同 同 上

第十一項から前項までに定めるもののほか、第一項から第十項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例)

第六十五条 法人の有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合(当該各号に規定する資産とともに補償金、対価若しくは清算金(以下この条において「補償金等」という。)又は保留地の対価(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律第七条第一項、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項、大都市地域住宅等供給促進法第二十一条第一項又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十八条第一項の規定による保留地が定められた場合における当該保留地の対価をいう。次項において同じ。)を取得した場合を含む。)において、当該法人が当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換又は交換(以下次条までにおいて「換地処分等」という。)により取得した資産(以下この条において「交換取得資産」という。)につき、当該交換取得資産の価額から当該換地処分等により譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を

控除した残額（第五項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(収用換地等の場合の所得の特別控除)

第六十五集の二省略

2
·
3
雀
略

第一項又は第二項の規定は、確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及びこれらの規定の適用を受けようとする資産につき公共事業施行者から交付を受けた前項の買取り等の申出があつたことを証する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5
税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合にはおいても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

7 法人が、第六十四条の二第十項から第十二項まで（これらの規定を前条第三項

法人が、第六十四条の二第十項から第十二項まで（これらの規定を前第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当することとなつた場合において、第六十四条の二第十項若しくは第十一項に規定する特別勘定の金額又は同条第十二項各号に定める金額に係る収用換地等のあつた日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）のうち同一の年に属する期間中に収用換地等により譲渡した資産の全部に係る同条第一項の特別勘定の金額（当該収用換地等のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額）がないこととなり、かつ、当該資産のいずれについても第六十四条第一項（第六十四条の二第七項又は前条第三項において準用する場合を含む。）、第六十四条第八項（第六十四条の二第八項又は前条第三項において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第五項の規定（第六十八条の七十一第一項（第六十八条

(収用換地等の場合の所得の特別控除)

第六十五條の二 同上

卷三

第一項又は第二項の規定は、確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及びこれらの規定の適用を受けようとする資産につき公共事業施行者から交付を受けた前項の買取り等の申出があつたことを証する書類その他の財務省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

5 稅務署長は前項の記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

7 法人が、第六十四条の二第十項又は第十一項（これらの規定を前条第三項にお

7 法人が、第六十四条の一第一項又は第十一項（これらの規定を前条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当することとなつた場合において、第六十四条の二第十項に規定する特別勘定の金額又は同条第十一項各号に定める金額に係る収用換地等のあつた日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）のうち同一の年間に属する期間中に収用換地等により譲渡した資産の全部に係る同条第一項の特別勘定の金額（当該収用換地等のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額）がないこととなり、かつ、当該資産のいずれについても第六十四条第一項（第六十四条の二第七項又は前条第三項において準用する場合を含む。）、第六十四条第八項（第六十四条の二第八項又は前条第三項において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第五項の規定（第六十八条の七十第一項（第六十八条の七十一第八項又は第

、第六十八条の七十七項（第六十八条の七十一第一項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）
、第六十八条の七十八項（第六十八条の七十一第一項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）
第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第一項若しくは
第五項の規定を含む。）の適用を受けていないときは、第六十四条の二第十項から第十二項までの規定に該当することとなつた当該特別勘定の金額と五千万円（当該収用換地等のあつた日の属する年において他の資産の収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、第一項、第二項又はこの項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額とのうちいちばん低い金額をその該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8 省略

9 第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受けた法人のこれらの規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

第三項から第六項まで、第八項及び前項に定めるもののほか、第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項、第二項又は第七項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五条の三 法人（清算中の法人を除く。以下この款において同じ。）の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この款において「土地等」という。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九ま

8 同上

10 9 第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受けた法人のこれらの規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第三項から第六項まで及び第八項に定めるもののほか、第一項、第二項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五条の三 法人（清算中の法人を除く。以下この款において同じ。）の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この款において「土地等」という。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超過したこととなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九ま

で又は第六十五条の十一から第六十六条までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と二千万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十四第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除したとのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇六 省 略

二〇六 省 略

7 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいづれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十六条までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と五千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算

で又は第六十五条の十一から第六十五条の十五までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と二千万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十四第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇六 同 上

二〇六 同 上

7 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいづれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十六条までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と五千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算